○ 中小企業の先代経営者から **後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した場合**には、その非上場株式等に係る**相続税・贈与税の納税を猶予**（後継者の死亡等の場合に**免除**）

○ 平成30年１月からの**10年間の措置**として、従来の制度を**抜本拡充**した特例措置が講じられている。

- 猶予割合　80%　⇒ **100%**
- 対象株式　総株式の2/3まで ⇒ **全株式**
- **雇用確保要件の弾力化**
- **経営環境変化に対応した免除措置** など

※令和６年３月31日までに**特例承継計画の策定**が必要。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく関与

特例承継計画の提出

令和６年３月31日までに特例承継計画を都道府県に提出

相続・贈与

都道府県知事の認定

会社、後継者(**3人まで**)に関する要件の判定

５年間

申告期限

事業の継続

■代表者であること
■株式等の保有継続
■**雇用要件(弾力化**注１**)** 等

株式等の保有継続等

後継者の死亡等

■後継者の死亡
■更なる後継者への贈与
■**経営環境が悪化した場合の株式の譲渡** 等

申告・担保提供 → 取得した株式等の**100%**に対応する相続税・贈与税の**納税を猶予**

要件を満たさなくなった場合 → **全額納付**注２

株式等の譲渡等 → 譲渡等した株式等に対応する税額を**納付**注２

→ **猶予税額の免除**

（注１）経営状況の悪化等を理由に、５年間の平均が８割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。
（注２）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は年０.４％。※　※利子税特例基準割合０.９％の場合。